

改正利息制限法の施行に伴う CD・ATMご利用時のお知らせ

●JAバンクのキャッシュカード・ローンカードをご利用のお客様へ

平成22年6月18日からの改正利息制限法^{※1}の施行に伴い、JAバンクのキャッシュカード・ローンカードをご利用のお客様が「JAバンクおよび個別提携金融機関（JFマリンバンク、三菱東京UFJ銀行、セブン銀行、ゆうちょ銀行、その他個別提携金融機関^{※2}）」以外のCD・ATMをご利用の際に、金額・時間帯によって一部お取引いただけないこととなりました。

これは、利息制限法の改正により、「総合口座貸越取引」「カードローン取引」においてお客様にご負担いただくCD・ATM利用料が新たに利息と見なされ、法定利率を上回る利息をお客様からいただく恐れがあるため、お取引を一部制限させていただくものです^{※3}。

大変ご不便をおかけいたしますが、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

【従来どおりご利用いただけるCD・ATM】

- ・ 全国のJAバンクのCD・ATM
- ・ 以下の個別提携金融機関のCD・ATM
JFマリンバンク、三菱東京UFJ銀行、セブン銀行、ゆうちょ銀行、その他の個別提携金融機関^{※2}のCD・ATM

【一部お取引いただけない場合があるCD・ATM】

- ・ 「全国のJAバンクおよび上記の個別提携金融機関」以外のCD・ATM

【お取引を一部制限させていただく場合】

- ・ キャッシュカードによる出金取引の際、残高不足により貸越・お借入れが発生する場合
- ・ ローンカードによるお借入れの場合

（注）お取引を一部制限させていただくのは、上記お取引の一部です。なお、貸越・お借入れが発生しない貯金の出金取引につきましては、従来どおりCD・ATM設置金融機関の定める手数料をご負担いただくことによりご利用いただけます。詳しくはお近くのJA窓口にお問い合わせください。

※1 利息制限法施行令第2条（平成19年11月公布）により、CD・ATMを利用したお借入れまたは返済の際にお客様にご負担いただくCD・ATM手数料（消費税込）について、「お借入れまたは返済金額が1万円以下：105円超、同1万円超：210円超」の場合、利息と見なすことが定められたものです。

※2 その他の個別提携金融機関のCD・ATMにつきましては、お近くのJA窓口にお問い合わせください。

※3 対象となるお取引では、お客様にご負担いただくCD・ATM手数料は、貸越・お借入れ額が1万円以下の場合には105円まで、同1万円超となる場合には210円までといたしますので、CD・ATM設置金融機関がそれを超える手数料を請求する場合には、当該取引はお取引いただけません。また、判断の基準は出金額ではなく貸越・お借入れ額となりますのでご注意ください。

●「JAバンクおよび個別提携金融機関^{※4}」以外のキャッシュカード・ローンカードにより、JAバンクのCD・ATMをご利用されるお客様へ

利息制限法の改正に伴う対応は、金融機関によって異なりますので、詳しくは口座をお持ちの金融機関に直接お問い合わせいただきますようお願いいたします。

※4 個別提携金融機関のうち、セブン銀行のキャッシュカードをご利用のお客様につきましては、JAバンクのCD・ATMによるお取引はご利用いただけませんのでご注意ください。

